

平成27年2月5日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 新斎場建設事業について  
(2) 子ども・子育て支援事業について  
(3) 第6期介護保険事業計画について  
(4) その他
  
- 2 調査の経過 2月5日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。  
新斎場建設事業について、子ども・子育て支援事業について及び第6期介護保険事業計画について執行部から説明を受け、質疑を行った。  
その他で、第4期障害福祉計画について、新制度における保育料(案)について、臨時福祉給付金の給付状況について、井口小学校の校名について及び新ごみ処理施設建設に関する基本合意書の調印について執行部から説明を受け、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

1 調査事件

- (1) 新斎場建設事業について
  - (2) 子ども・子育て支援事業について
  - (3) 第6期介護保険事業計画について
  - (4) その他
- ・第4期障害福祉計画について

2 日 時 平成27年2月5日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、  
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 星教育長、青木福祉課長、真島環境課長、森山教育次長、中村厚生室長、  
山田介護福祉室長、椿環境対策室長、井口廃棄物対策室長、高橋子ども課長、  
桑原厚生室副参事、小林介護福祉室係長、今村子ども課主任

7 書 記 小幡議会事務局長、関主任

8 経 過

開 会 (13:26)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

### (1) 新斎場建設事業について

関矢委員長 日程第1、新斎場建設事業についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

真島環境課長 (資料「新斎場建設事業について」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

森島委員 課長から進捗状況について話がありました。予算執行について、前渡金は4割を契約先に支払うわけでありませうけれども、①から⑤までありますがどのようになっているのか、まずお伺いします。

真島環境課長 お話があったとおり工事費に対して前払いを行っております。この工事5本

については、継続工事になっております。したがって、26年度の予算配分部分の40%を8月25日にそれぞれ支払いをしているところでございます。その後、外構工事につきましては、出来高が相当上がっているということもありましたし、中間前払いという制度がありまして、その制度にのっとり20%を支払っておりますので、外構工事については5,170万円を支出したところであります。そのほかに26年度事業で未執行の分については、27年度に繰り越して27年度予算と一緒に執行していくことになっております。

森島委員 いろいろと話が出ております杭とかというのは予算執行はされているのか。

真島環境課長 前払いは工事全体の金額に対してですので、個々にとということではなく工事全体の中での40%なり20%ということでご理解をお願いしたいと思います。

渡辺委員 市民の皆様が注目している中で、委員会でもきちんと議論なり審査なりをしてきたつもりではありましたけれども、今までの経過をもう少したどっていきたいという気がしますので、そのあたりを質疑させていただければというふうに思っております。まず、平成25年3月の地質調査をされたということになっておりますけれども、そのときの調査の報告書の内容をもし今ここでお話ができるようでしたらお願いします。

真島環境課長 詳しい資料は持ち合わせておりませんが、地質調査については、基本的には建物を建てる前段の資料収集ということで捉えております。したがって、その地質調査の結果によって実施設計を作成するということですので、実施設計が出ないとなかなか、調査の結果だけを見てどうこうということではなく、結果を専門の建築士等に提供して設計してもらうということになっております。

渡辺委員 確かにそういうことだと思うんですけども、でもなぜ地質調査をするかといえ、実施設計の段階でどのくらいかかる、あるいは今後の概算的な費用ですとか、ここに建物を建てるためにはこの土地が適地かどうかということも含めての地質調査だと思うんですけども、そういったことに対する報告書の中で問題点があるとか、あるいはこういった危険性があるとかといった報告書の内容としてはどうだったんでしょうか。

真島環境課長 今、報告書が手元にないものですから詳しいことは申し上げられませんが、基本的にはそこまでの解析をしているかわかりません。

渡辺委員 それでは、参考資料として調査のときの報告書をこの委員会に提出していただくことは可能でしょうか。

真島環境課長 可能だと思っております。

渡辺委員 では、そのようにお願いしたいと思います。できますか。

関矢委員長 次の委員会までに提出をお願いします。

渡辺委員 報告書の中身については、また次回ということにさせていただきますけれども、今、課長のほうでわかっている段階だけで結構なんですけど、3月の地質調査の報告書が上がってきていた時点での杭打ちの可能性というのはわかっていたのでしょうか。

真島環境課長 杭打ちがどの程度必要かというところまでは多分わかっていなかったのかなと思っております。

渡辺委員 参考資料が出てきたときにまたそのことについての質疑をさせていただけたらと思っておりますけれども、まず最初の土地取得議案のときにいろいろな意味で参考資料としてあらゆるものが提出されなければいけなかったのかなと思うんですけども、その中で地質調査の報告書が提出されなかった理由として、課長は今現時点で結構ですがどの

ようにお考えでしょうか。

真島環境課長　　まず、斎場の用地選定という部分で火葬場やごみ処理施設については、いわゆる迷惑施設というような意識が皆さんの中に多くあり、地権者はさることながら地元集落や関係者の理解が当然必要だということで、建設用地の選定に当たりましても慎重に丁寧に対応してきたところであります。そういうことから、斎場の用地選定に当たりましては議会の福祉環境委員会の方々からも視察、現地調査等を行っていただき、斎場の候補地を3カ所に設定させていただき、その中から現在のところが最適地という意見集約がなされたということであります。それを受けまして、地元の集落や関係者に説明をしてご理解をいただき今の場所に決定されました。迷惑施設という考え方があるので、例えば人家からどの程度離れたほうがいかなどいろんな条件があると思っています。そんな中で適地として決定しました。まず用地選定が一番尊重すべきものであると考えておりましたので、こういう結果となっております。

渡辺委員　　報告書の提出については、用地取得を優先することで出さなかったというような感じに聞こえたんですが、そうではないと私は思いますけれども、地質調査の報告書についてはこの次に出ますので、その質疑は終わらせていただきますけれども、前回の委員会の中で不法投棄の処理について、余計なお金がかかることが明らかになった段階で法的な責任ですとか法的処理ですとか、そういったものが可能かどうか少し調べていただきたいということをお願いしていたかと思うんですけれども、そのことについてはどうになりましたか。

真島環境課長　　今回のこの問題につきましては、その後聞き取り調査等をした中で関係法令に基づいて対応するというところでございます。

渡辺委員　　関係法令に基づいてというお話でしたので、そこをもう少し詳しくお願いします。

真島環境課長　　投棄されたごみ等については、瑕疵担保責任という所在が出てくると思っております。そのような法令のもとで処理したいと考えております。

渡辺委員　　そうすると、まだ今の段階ではきちんと金額的なことですとか、どこに責任を求めるとか、そういったことについての結論というものは出ておりますでしょうか。

真島環境課長　　廃棄物の処理については、皆さんご存じのように現場にブルーシートをかけて積んでありますが、処理に対してはおおよその処理量は押さええてありますけれども、実際に処理をすることになるとマニフェスト等できちんとした数量が出てきます。それによって金額が出てくると思っておりますので、今現在正確にいくらというのは出ておりませんが、おおむねこの前申し上げたとおりかと思っております。

渡辺委員　　法的にきちんとするということになりますと、やはり法令の根拠ですとか金額、それとまた相手方等きちんとしなければならぬと思います。そうなりますと当然のことながら弁護士あるいは専門家等と打ち合わせをしていると思うんですけれども、その経過等がもしありましたらお願いいたします。

真島環境課長　　市の顧問弁護士と打ち合わせをしておりますが、基本的には法令に基づく対応が一番いいという判断ですので、そのように進めたいと考えております。

渡辺委員　　結論からいって、この委員会で報告できるのはいつごろの見通しとお考えでしょうか。

真島環境課長　　最終的に金額までとなるとちょっと先になるのかなという気がしますが、市

の考え方というのは今申し上げたとおりでございますので、そのように理解していただきたいと思います。法令によりますと期間も限定されておりますので、それまでには結論を出したいと思います。

渡辺委員 法令による期間の限定はいつごろになりますか。

真島環境課長 瑕疵担保等については、発見されてから1年以内ということになっておりますので、工事発注が昨年の7月に契約が成立しており、工事に入ってからすぐ発見されたということではないですけれどもその辺がめどになるのかと思っています。

遠藤委員 今、地盤調査の資料を請求されましたけれども、それを経てどういったことを進める前提で請求されるのか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13:45)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13:46)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

遠藤委員 杭打ちのことで資料を見ていないということでもありますけれども、用地選定あるいは地盤調査業者委託の件につきましては、24年度から当委員会でも時系列を経て審議している過程もありますし、設計の甘さ等により杭打ちの本数が多くなった、あるいは工事費が増しているということについては委員会に報告をし審議されている過程もありますが、単なる数値を確認するという作業を1回するというところでよろしいでしょうか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13:47)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13:54)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。

## (2) 子ども・子育て支援事業について

関矢委員長 日程第2、子ども・子育て支援事業についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

森山教育次長 (資料「魚沼市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果報告」により説明)

関矢委員長　これから質疑を行います。

遠藤委員　パブリックコメントの結果が記載されていますが、1件のコメントしかなかったということでもよろしいでしょうか。

森山教育次長　そういうことです。

遠藤委員　これに限らず市民からの声はいただきづらい雰囲気があるのか、なかなかパブコメに寄せる意見が少なくて判断材料にならないでいるのが事実であります。これにつきましては、支援事業計画においていろんな関係者の委員会を構成した中でかなり審議をしてきた内容だと思えるんですけども、そういった人たちから裾野が広がる活動というのは、ただ委員が委員会に出てきて話をする程度で、こういうふうになるんだよと市民に広げるような場面というのではないのでしょうか。

森山教育次長　委員の方々は、それぞれの役職で出られている方もいらっしゃいますので、会議に反映させるために会員の方にお話をしてお意見を伺った上で会議に参加という方もいらっしゃいましたし、会議の結果を報告されている方もいました。個人差はありますが、そういう意味ではメンバーだけの話以上のものだったと思います。

遠藤委員　このパブコメをもって支援事業の内容については、市としてはおおむね市民の了解というか賛同をいただいたものと判断し、実行するというでもよろしいですか。

森山教育次長　そのつもりでございます。年度内に計画を策定したいと考えております。

遠藤委員　大分この委員会でも支援の関係につきましては、圏域という部分でもまだ不足しているという意見もありましたけれども、圏域等についても何もなかったということでもよろしいでしょうか。

森山教育次長　そのとおりです。

渡辺委員　パブコメの中にもなかよし保育園のことが出てきております。そしてまた、恐らく子ども・子育て会議の中でもなかよし保育園が大きいことにつきましては、多少なりとも議論があったのではないかと思いますけれども、そのあたりはどうだったのでしょうか。

森山教育次長　なかよし保育園については、委員の皆さんも視察に行かれて現状は把握されていると思います。確かに魚沼市内で一番園児の数が多い保育園で、多ければ多いなりの苦勞といたしますか、少ないところとは違う状況があります。ただ、園長の話でも、施設の面で見ただけはほかの保育園よりもいいところがあるという認識もございまして、また、多い人数なりに工夫をしてきちんと保育をしていただいていると認識しております。

渡辺委員　大体子ども・子育て支援事業計画については、これまでも1圏域で本当にいいのであろうかということでしたが1圏域にするということになりましたけれども、この事業計画をつくって、その次は個別の計画になっていくんだと思いますけれども、やはり今、国では総合戦略としての数値目標等を掲げてしっかりと少子化に歯止めをかける、あるいは特に地方に対しては、地方だけではなく、産み育てていただける方をふやしていく、そしてまた子どもの数もふやしていくことを目標設定にしていきたいと思いますということになるかと思うんですけども、この事業計画をつくるにあたってなんですけれども、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。計画をさらに発展させて当然数値目標なりをこれから総合戦略をつくっていかなきゃならないわけなんですけれども、どのように進んでいるのか。

森山教育次長　今回の計画については、子育て3法の改正があり、何であったかという基

本的には子育ての環境をよくしたい、都会では待機児童解消、いろいろ問題がある中で新しい制度で子育て環境を整えましょうという話です。私どもも当然それに基づいて魚沼市版としてこの地域に一番ふさわしい形はどうだろうということで今の計画を策定させていただきました。ここに記載されている新規の事業、いくつか載っていますけれども、それについては今後状況を見ながら検討することになります。

渡辺委員　そうすると、圏域は1つになったと思うんですけども、地域、地域で生まれていらっしゃるお子さんの数ですとかいろんなデータがあるわけですけども、そういったものを上向きのほうにもっていくための子ども・子育て支援事業計画であるという認識には間違いはないでしょうか。

森山教育次長　そう思っております。

大平委員　子育て支援センターについては、今ほど圏域という話がありましたけれども各地域にニーズも当然あるし、拠点の施設という議論はあったと思うんです。次長が言われたとおり本当に子育てを応援する立場で若い世代に対してどうサポートができるかということを含めて考えていくなれば、やっぱり施設というのは非常に大事だと思うんです。維持管理だとか人材だとかそういうことを含めて考えていけば非常に難しいという側面はあると思いますが、拠点の施設というのはどうしても欠かせないと思うんです。ぱびぶに集約してやっていくという今の形、少なくともそういう方向は出しているわけです。そういう集約するというだけの話を市民に形として見せるだけでは、なかなか理解は得られない。言っていることと実際にやっていることが違うんじゃないかと思われても仕方がないのではないかと私は思うんです。せめて、短期的に今はできないけど将来的には、例えば広神の地域に子育て支援施設をつくれますよという話を計画としてちゃんと載せて、それに向かって市民に周知したり、本当にニーズやその施設を建てるために、サービスをするためにどうやったらいいのかということをも市民と一緒に、若い世代と一緒に考えていくという共有をしていかないと、子育てを応援するという考え方はすばらしいと思いますけれども、実際にやっぱり市民が期待しているのは何をやるのかということを見ていると思います。せっかく事業計画を練っているわけですから、きちんと反映して実際に具体的にやっていくという方向を示していかないと、今次長がおっしゃったような話というのはなかなか出てこない、市民には理解がされにくいと思うんです。そういうことを教育委員会の立場、子育てを応援する立場として考えて、具体的に踏み込んでやっていくということをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、その考えはありますか。

森山教育次長　支援センターの件については、今までもお話をさせていただきました。今までさせていただいた内容は、子育て支援センターを拠点として各保育所を活用していくという話をさせていただいています。この考えに変わりはありませんで、今まで保育園、幼稚園、各地域にあった施設ではきちんと機能したかということ、そこは多分していなかったと思います。ですから、今後はこれまで以上にその役割を担っていく必要がある。それを市民の皆さんにきちんとお知らせをしなければならぬし、あわせて職員の資質も高めていくということを今後やっていく予定です。

渡辺委員　市長は去年の6月に保育所の民営化を打ち出しております。そういったことを考えますと、例えば地域の拠点になっていただく保育所、これも私はある意味必要だというふうに思っておりますが、ただ、予算的なことから考えますと1日も早くしっかりと民営

化をしながら、そこに子育て支援センターの機能も持たせていくような保育所に変えていかなければいけないんだと思うんです。そういったことを考えたときに、今年度保育士を採用しているようなんですが、採用人数はわかりますか。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：09）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：14）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。渡辺委員の質疑については、人数が確定していないため答弁を求めないこととします。ほかにありませんか。（なし）本件については、引き続き調査していくこととします。

### （3）第6期介護保険事業計画について

関矢委員長　日程第3、第6期介護保険事業計画についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

青木福祉課長　昨年12月12日に計画素案について説明させていただきました。12月19日に策定委員会を開催し、その後パブリックコメントを27年1月6日から明日までの予定で行っております。この間、国において介護報酬改定等の動きがございまして、給付の見込み等の変更がありました。その内容と、パブリックコメントの昨日現在の状況について、担当から説明させていただきます。

小林介護福祉室係長　その後介護報酬の改定が示されました。平均で改定率マイナス2.27%という減額になっております。資料は減額された数字が入っております。介護報酬の減額と、国のほうから全国的な調査をもとにした補正係数というのがワークシートに反映するようということを示され、これによる給付費の変動がありました。（資料「介護保険給付費の見込み」「第7章 第1号被保険者の保険料の見込み」により説明）

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　国のほうで介護報酬を引き下げたことによって、100円ではありますけれども下がったということについては多少の安堵感はあります。ただ、消費税の10%が先送りになったということで低所得者の方々については本当に負担が重たいなという気はしております。そのことについて、例えば福祉課として何かしら手当てをしていこうという方向性でのお考えはありますか。

青木福祉課長　現状では特に考えておりません。

渡辺委員　今回の補正予算の中で市民税非課税世帯への灯油の給付ということで5,000円程度ではございますけれども行くのではないかと考えておりますが、そのあたり、本市としても検討されておりますでしょうか。

青木福祉課長　国の補正予算の関係については企画政策課のほうでとりまとめており、きの

う説明会に行ってきたおきまして、その後各課にいろいろな情報が入ってくるんですが、福祉課としてはやる方向で要望は出してあります。

渡辺委員　この度の補正予算は、それぞれの市が非常に使い勝手がいいように、これまでのように国のほうから上限額ですとかそういった縛りはほとんどないというふうに聞いてあります。そういった中では、今年度、来年度とまた地方創生の中で消費喚起ということが出てくると思うんですが、当然介護保険料のほうに低所得者の方々が取られるということは、地域の消費には非常にマイナスだと思います。プレミアム商品券ですとかそういったことも言われておるみたいなんですけれども、ある程度所得がある方というのは、貯蓄ができるぐらいの方というのは、10%上乘せになったからといってすべてが消費に回るかということ、ある意味10%自分のところに貯金をしておいてその分を使いましょうというような形になるかと思うんですが、でも低所得者の方々は確実に使わざるを得ないという意味では、低所得者のほうに厚くするということは地域の消費喚起につながるという面もあると思います。そういった総合的なことを考えたときには、ぜひこの方々が2年間苦しむ分という言い方は変なんですけれども、そのあたりは福祉課の中で地方創生の消費喚起というところの役割もあるかと思うので、ぜひ検討いただければという気がするんですが、そういった考え方も、きのう説明会を受けてきた中でできるかどうか聞いていただけるといいのではないかと思います、いかがでしょうか。

青木福祉課長　補正もそうですし27年度以降の国の関係の予算については、当然各市町村の計画による予算になろうかと考えておりますので、そういった部分には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

大平委員　新聞報道等で、第6期介護保険事業計画の中で要支援1、2の方を対象に総合事業に移行することが報道されていて、自治体それぞれで対応に苦慮しているということで、実施に踏み切る自治体は来年度は非常に少ない。最終的にどうするかということも含めて未定な自治体も多いということで、非常に混乱が広がっているような印象を受けるんですけど、魚沼市はどのような考え方で、そして介護報酬引き下げがありましたけれども、その辺もあわせてどのような考えで臨んでいくのか、1点お伺いします。

青木福祉課長　介護保険の保険料については、総合事業の中で要支援分についてはこれから検討していきますが、そうすると今のサービス単価とは違う単価設定ができると思いますので、第7期以降の保険料にも大きく影響してくるものと思っています。私どもは29年度から実施の方向で進めておりますので、総合事業の内容について慎重に検討していきたいと思っております。

大平委員　非常に頼もしい発言なんですけど、報道等によっても非常に深刻な状態も漏れ聞きます。介護報酬引き下げによってそれぞれの事業運営が今でも大変なのにさらに追い詰められるような雰囲気の話も聞きます。そして、介護事業に肝心の、具体的に言えばヘルパーの確保も、今までも議論されてきましたけどここをどうするかということをしっかり考えて、そして事業量はふえる、介護の認定も要介護4、5がふえるという見込みの中でどのように対応していくか、人的なものについて苦慮される部分があるかと思うんです。それを補う、あるいは解消するような考え方、政策、計画等をしっかり今考えておかないといけないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、介護のサポーターあるいは認知症のサポーター、それぞれやっていますけれども、そこの部分だけでは賄いきれない

ことが考えられると思うんです。介護を担う人たちがどのようにして今やっている仕事を辞めたり、また、入ってこないのか、そこをきちんと踏まえて魚沼市でどう対応するのが非常に求められてくると思うんです。需要がふえて供給が、施設は確かにあるけれどもそれを担う人材が不足しては何もならない、本当にジレンマがあると思うんです。そこをどうやって解消するか、この広い中山間地で介護がふえていく中で賄うだけの体制をどう整えるかという考えはありますか。

青木福祉課長　具体的に描いているわけではないんですが、人材問題については、当然魚沼市に限ったことではなくて全国的な傾向なんです、特に6期の計画を立てる中におきましては、やはり元気な高齢者、シルバー人材センター、こういった方たちの活用は非常に大きなウエイトを占めてくるのではないかと考えております。そういった部分は計画にも盛り込んでおりますし、あと、医師や看護師については修学資金貸与制度がありますが、介護に携わる専門職等についてもそういった考え方もこれから検討していかなければならないのかなと。あと、事業所にも独自で専門職を育成してもらおう部分で市がどのように取り組めるかということも考えていかなければならないかということを考えています。

大平委員　専門職という部分について言えば、ヘルパーは非常に専門的な分野だと思います。サポーターやボランティアという形では補えないものをヘルパーという職業が持っていると思います。そしてヘルパーという職業がきちんと成り立つようにしないと、これは要のところだと私は思うので、今おっしゃいました元気な高齢者を使うということ、あるいは一緒にやるという考え方は非常にいいと思うんですけれども、実際に介護をきちんと責任を持ってやるかということになると、やっぱりある程度知識と資格と経験が蓄積された人でないとなかなか担えないと思うんです。そういう意味では、具体的には賃金だとか、ヘルパーという職業をなりわいとして暮らせるような賃金体制にしないとだめではないかと思うんですけれど、そこら辺についてもっと踏み込んで考えていったほうがいいと思うんですけれど、課長はどのように考えていますか。

青木福祉課長　なかなか難しい問題だとは思いますが、先ほど言ったことに関連するんですが、今ヘルパーさんがやっているサービス内容についても、ヘルパーの資格がなくてもできる部分は多々あるかと思いますが。そういった部分を総合事業の中で見出していくことが大事なんじゃないか。それによってヘルパーの負担も軽減され、介護に携わる裾野が広がっていくという考えを持っております。

大平委員　サポーターについて、認知症や介護予防のサポーターがあります。それぞれ、私たちにはなかなか見えてこないところがあります。名前は踊っています。確かに人数も示されています。どのように事業を行っているのか、そこら辺を紹介してください。

青木福祉課長　サポーターの養成につきましては、26年度から始めた事業で28人か29人受講して、現在も学習を進めているところです。介護とは何か、携わる人間としてどうかという基礎的なことを学んでいます。こういった方たちがまたほかの方に輪を広げて介護の理解を深めていただく。特に最近地域でのつながりが欠けてきている状況の中で、そういった部分の掘り起こしで、特に6期の中では予防事業に力を入れていきたいということもあり、取り組みを始めているところです。

大平委員　認知症についてはどうでしょうか。

青木福祉課長　認知症サポーター養成講座があります。

大平委員 具体的に何をやっていますか。

小林介護福祉室係長 当市におきましては、認知症を専門とする医療機関がございます。既に調整を進めているところでありますが、28年4月から認知症施策の取り組みを魚沼市では具体的に始める予定であります。内容としましては、認知症の早期診断、相談支援体制の整備という中で、早期対応の支援体制、認知症ケアの質の向上、認知症ケアパスの作成、具体的な中身としましては、認知症は早期に発見して早期に治療することが大変効果的であるということで、関係機関それから介護サービス事業所、医療機関と連携を取った中で早期診断に結びつけるという取り組み。それから、認知症ケアの質の向上につきましては、それぞれの関係機関で認知症に対する理解を深めるための事例検討や研修会などの開催を予定しております。また、認知症ケアパスの作成につきましては、まず困ったときにどこに行ったらいいのか、行った先からどこにつなげばいいのかというところをわかりやすく表示する認知症ケアパスと窓口を表示し、どこからどこにつながっていくかわかるような形で住民の皆さんにお知らせをするためのアイテムを作成するということ。また、地域で支える安心ネットの充実という中では、家族介護支援活動の場をつくるような取り組みを予定しております。認知症高齢者を抱える家族に対しての家族の集いですとか、そういったものを定期的な開催につなげていきたいということで、介護者の負担軽減を図りたいというものであります。また、見守り体制の整備ということで、こちら関係機関と協力しながら、課長が説明した認知症サポーターをさらに養成する。また、ネットワークシステムの活用についても検討を進めてまいります。早期発見ができるような体制整備、取り組みを深めていくということでもあります。それと合わせまして認知症予防の事業への取り組み、予防も大切でありますので、主に老人クラブや対象を広げまして脳はつらつ教室ですとか健康相談、訪問指導等によって予防に取り組んでいく予定であります。こうしたものの全部含めて認知症施策の推進ということで総合的に28年の4月から取り組むこととしております。

大平委員 サポーターについてなんですけど、この方々は活動した分に対する費用弁償はどのような形を考えているのでしょうか。

青木福祉課長 費用弁償はありません。

大平委員 無償ですか。

青木福祉課長 そうです。

大平委員 サポーターをどの程度養成して、先ほど課長は元気な高齢者をというふうで紹介していましたが、その部分で活躍してもらおうということでしょうか。それとも対象年齢を下げて若い世代ということでしょうか。

青木福祉課長 先ほどの高齢者の活用は、認知症サポーターとは一緒ではなく、若い方から高齢者の方もおります。数については、今は資料を持ち合わせておりません。

大平委員 では、後で教えてください。

青木福祉課長 後でお知らせします。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14 : 43)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

渡辺委員 第6期介護事業計画の中では包括支援センターは1つということになりました。いろいろと他市の例ですとか国の方針といたしましては、包括支援センターは中学校区に1つという形で推進されているということはお存じだと思いますが、当市ができない理由として人材不足だとかいろいろなことを言っておりましたけれども、将来的に当市としてはこの圏域をどうしようとお考えでしょうか。

青木福祉課長 市は現在直営で1つという考え方で進めておりますが、これから包括ケアシステムをつくっていく中にはやはり医療機関を核とした中で、そこに住まいとか介護福祉施設等を当然関連して考えていかなければならないと思うんですが、とりあえず6期の中では1つという考えで、それ以降についてはまだ現在具体的な考えはありません。

渡辺委員 地域包括支援センター1つにつきケア会議も1つということになっておりますので、私たちのような広い魚沼市は、入広瀬地域や守門地域の事情と小出地域の事情、それぞれの旧町村ごとに事情が違いますので、そういったそれぞれの地域の方たちのニーズに合って支援していく形をきちんと整えていかないと、ますます介護においていかれてしまう方、そしてまたこの地域では暮らせないと行って引っ越しを考えている方が現実私のところにも声が聞こえてきますので、ぜひとも今期中では1つであったとしても次の段階で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木福祉課長 先ほど申しましたように包括ケアシステム構築の中で考えていきたいと思っております。

渡辺委員 大平委員からもサポーター制度の充実というお話がありました。また、福祉課長からも元気な高齢者をぜひ包括ケアシステムの中で活用したいというお話がありました。そういった中で、いろいろこれから事業をつくっていくわけでございますけれども、やはり地域包括支援センターもまたある意味では小さな拠点というのでしょうか、私たちの地域では4カ所あるいは5カ所くらいそういったところが必要になってくるのではないかと考えておりますけれども、課長としてこれからの介護の計画の中でそういった拠点的な役割をしながら地域の方たちが地域を支えていく仕組みみたいなものを構築していくようなお考えはございますか。

青木福祉課長 具体的な話はできないんですが、先ほど申し上げましたように医療機関が核となると思いますので、市内にも当然小出病院、堀之内病院、守門診療所等ありますので、そういったところを中心に計画を進めていきたいと思っております。

渡辺委員 角度が違うんですけど、先ほど福祉課長が医師、看護師は奨学金制度を活用するという話がありました。介護士の方については、私の記憶では県に奨学金制度があったと思います。今はそれがなくなっているのが1点。もしそれが県にあるのであれば、そのことをもう少し高校生などに広めていただけたら、市でしていなくても県でしているということがございますので1点。それから、先ほどヘルパーの方々の活用という意味では、ヘルパーの方々がやっぱりスキルアップをしていただく事業というんでしょうか、きちんと資格を取っていただける事業を今後は魚沼市として考えていっていただいて、確かにヘルパーだけでなりわいというのもいいんですけども、ヘルパーの方々がスキルアップを

していただいたきちんとした専門職になっていただくという事業というのは考えられないでしょうか。

青木福祉課長 最初の人材育成の支援のほうですが、先ほど私は奨学金の話をさせてもらいましたが、そういったことも含めた就学の支援策を検討させていただきたいと思っておりますし、県の制度については勉強不足で申し訳ありませんが帰って確認させていただきたいと思います。それと、ヘルパーのスキルアップですが、ヘルパーに限らず異業種等の協力を得ながらスキルアップを図っていく必要があると考えております。

渡辺委員 事業所に任せておくといっても、事業所のほうでもなかなか予算的なことですか、介護報酬の改定がありましたので、ぜひそういったスキルアップのところについては、介護保険事業の中で使えるかわかりませんが、市のほうでバックアップしていく体制が必要かと思えますけれど、そのあたり課長として人材を確保するための施策として検討させていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

青木福祉課長 現行において多職種連携した中での研修会等を開いておりますが、その中にヘルパーが含まれているかはちょっとわかりませんが、当然そういった部分の中で市が主体となって研修会等を実施していきたいと思えます。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 委員長職を副委員長と交代します。

志田副委員長 引き続き質疑を行います。

関矢委員 市民からちょっとお話があったので、その件について質疑をさせていただきます。

今現在の介護認定については、どのような調査のやり方があるのかまずお聞きします。

青木福祉課長 介護保険の認定調査ですが、原則的に1名の調査対象者に1名の認定調査員が1回で行うことになっています。調査員は、あらかじめ調査する対象者や家族等、実際の介護者と、日時、調査実施場所を調整させていただいた上で、原則として日ごろの状況を把握できる場所で実施することになっております。できるだけ調査対象者本人、介護者双方から同じ日に個別に聞き取りを行い、ひとり暮らしや施設へ入居されている方につきましては、可能な限り施設だけではなく家族等にも確認した中で把握して調査を行うというのが原則でございます。

関矢委員 そうしますと、今ほどの調査のやり方の中では、日ごろの生活状況等が把握できる場所での調査ということでございますけれども、市民のお話によりますと調査員が電話にて調査を行ったというようなことを私にお話しされていますが、そのようなことが本当にあったのでしょうか。

青木福祉課長 実際にございました。この件につきましては、調査の対象者がデイサービスを受けられているんですが、受けられている介護事業所で本人と事業所の職員から聞き取りを行いまして、その後ご家族の自宅に伺いまして聞き取りを行う予定になっていたんですが、この調査員は事業所での聞き取り終了後に家族の方に電話をして電話で調査を行おうとしたものでございます。

関矢委員 そういう事実があったということですが、またその方によりますと同じようなことが2年前の介護保険の更新時にも行われたというお話でしたが、そのような事実もありましたでしょうか。

青木福祉課長 ございました。

関矢委員 2年前に今言われた介護保険の調査方法からちょっとマニュアルに合っていない

い方法をしたということでございますが、そのときにその職員または今後の対応としてはどのように対応されたのでしょうか。

青木福祉課長 そのときは、その調査員に研修を受けさせるだけで具体的に対応策というの  
は取らなかったということです。

関矢委員 非常にこれは大変問題もあるかと思うんですけども、今後このようなことが起  
きないようにどのような対応策を考えておられますか。

青木福祉課長 この認定調査を行うのに、最初は担当の職員がその業務にまず当たるわけな  
んですけど、その職員の改善策といたしまして、申請を受ける段階で調査場所と立会者を  
記載した訪問先等記入票というものを作成することにしました。それを申請書と一緒に提  
出いただきまして、申請書を受理しましたら立会者の方に申請書を受理したことを連絡し  
まして、立会者が実際の介護人でない場合はその理由等についても確認し、そのことを調  
査員に告げるという方策を取ることにしました。また、調査員の改善策といたしましては、  
今ほど申し上げました訪問先等記入票をもとに立会者に連絡し、調査日時を調整いたしま  
す。その際、調査場所が日ごろの状況を確認できる場所でない場合、または立ち会って  
いただく方が日ごろの介護者である家族でない場合におきましては、必ず調査前に家族の方  
に立会者と調整した調査日時、場所を連絡しまして、改めて調査への立ち会いができるか、  
できないかということを確認させてもらうことにしました。また、家族でない方を含めて  
調査が終わった段階におきましては、実際の調査の日時、調査場所及び立会者を記載した  
認定調査終了確認書を作成しまして、立会者の確認、署名をいただき福祉課へ提出して  
いただくという対応にいたしました。

関矢委員 これは職員のミスかと思うんですけども、このことについて担当職員、担当課  
等には処分はありましたか。

青木福祉課長 昨年の11月に関係職員に口頭注意が行われました。

関矢委員 確かに口頭注意という処分があったかと思うんですけども、やはり調査員、マ  
ニュアルを作成してそれを徹底することが必要だと思います。しかしながら、職員として  
一番大切なのは、法令を遵守し規則を守ることもそうなんですけれども、やはり介護認定  
を行っていただきたい、困っている市民をいかに救えるか、そのことを調査をして考えて  
やるのが、私は職員の職務だと思うんです。その辺をしっかりと担当課長ですけれども  
職員に教育をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

青木福祉課長 今回の件は特に2回目ということもございまして、非常に関係された市民の  
方に不信感を抱かせてしまったということで、大変申し訳なく思っておりますし、以後こ  
うしたことが二度と起こらないように、課員を初め調査員にも職務の徹底をしていき  
たいと思っております。

関矢委員 もう一点ですが、今の社会福祉法人の監督については、市はどのようにかかわ  
っておりますか。

青木福祉課長 国や県が示しました指針に基づきまして、各法人は市と協議した上、基準を  
定めております。市といたしましては、入所者の選定について委員に市が加わっている  
という関係でございます。

関矢委員 今、魚沼市の中で400人の待機者、また、100人くらいが早期に特養等を望んで  
いるということなんですけれども、認定について今後この介護保険制度がかわってくるわけ  
です

けれども、そのことによって27年度から認定制度が変わったりするようなことはあるんでしょうか。

青木福祉課長 国、県の基準の見直しを基本といたしまして各法人も現在見直しを進めております。また、市といたしましても制度改正に伴いまして入所の基準が要介護3以上となりますことから、特例的に認められる要介護1、2については、当然法人のほうから市のほうに協議が来ますので、法人と市と打ち合わせの中で基準を決めていきたいということで、現在国からいただいた資料をもとに準備を進めております。

志田副委員長 委員長を交代します。

関矢委員長 引き続き質疑を行います。ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。

#### (4) その他

##### ・第4期障害福祉計画について

関矢委員長 日程第4、その他を議題とします。最初に、第4期障害福祉計画について、執行部の説明を求めます。

青木福祉課長 皆さんに事前にお配りした資料ですが、この2つの計画は、計画の所管官庁が異なるということがあり今までは別々に策定しておりました。今後は障害者施策を一体的に進めたいということで、今回の改定に合わせ統合して改定することといたしました。障害者計画につきましても、基本計画的な位置づけとしております。また、障害福祉計画につきましても、実施計画的な位置づけであると考えております。本計画の策定に当たっては、庁内の検討会を組織し、関係部署と協議を進めながら医師会、障害者団体、社会福祉法人等関係機関で組織します策定委員会において審議いただき、素案を作成したものでございます。今後パブリックコメントを実施いたしまして年度内に策定の予定です。障害福祉係長から概略を説明いたします。

桑原厚生室副参事 (資料「魚沼市障害者基本計画・第4期魚沼市障害福祉計画(素案)」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 今ほどの説明ですと、小さいお子さんのころは発達障害ですけれども教育委員会でされていると思うんですけれども、高校そしてまた就職のあたりの支援というのは、魚沼市ではどのような支援があるんでしょうか。

桑原厚生室副参事 義務教育を終わりました進学といった場合の学齢期から青年期に上がるところのつなぎでございますが、中学校から進学される場合、進路の選択先として特別支援学校の高等部がございます。そのほかに一般の高校に通われている方もおられます。特別支援学校を経て社会に出ていく方については、特別支援学校の中の手厚い支援、職業支援を経た中で進路指導が行われ、自分の生き方を決めて社会に出ていくという仕組みとなっております。普通高校に進学された方の中で、在学中に自分がほかの方と違う、成長するにつれて生きづらさを感じているその原因が発達障害になるのではないかとというような、診断等が出ていない方のケースが近年耳によく届くようになっております。そういったところの連携ということで、一部の高校では先生方の取り組みも始まっていると聞いて

ております。

渡辺委員 ジョブトレーナーというんでしょうか、仕事に就くだけけれども一般の方に比べると企業のほうも受け入れたのはいいんだけど、なかなか一人前にするためには手もかかるし、理解をしていただきながらだと思んですが、魚沼市内で何人くらいの方が支援していますか。

桑原厚生室副参事 お手元の資料編の40ページにジョブコーチ支援制度という用語があります。この制度につきましては、国の就労支援施策の中で位置づけられている制度でございます。魚沼市内におきましては1名ということで聞いております。こちらの魚沼地域におきましては、3市2町で魚沼圏域として構成しております。新潟県が政策的にブロックとして位置づけているところでございますが、この圏域の中では十日町市にあと1名、南魚沼市にはいらっしゃらないということで、非常に少ない、県下でもこの地域については支援者が少ないということで、障害をお持ちの方が就職してお仕事を続けていくために寄り添い、企業への理解であったり本人への指導であったり、そういった人材を拡充していく中で対応していく必要があると、計画にも盛り込んでおりますし考えております。

渡辺委員 県の施策と一緒にいるので市単独でなかなかふやしていくことは難しいと思うんですけれども、しっかりとふやしていかないと、就職したけれどもまた家に引きこもってしまったというところもあるかと思しますので、家族と寄り添う、本人と寄り添う、そしてまた企業と寄り添うというところで、その拡充についてはしっかりと力を入れていただきたいと思えます。もう一点は、発達障害の方たちの度合いにもよるかと思うんですけれども、ずっと家族といたいという方と、家族のほうからそろそろ自立をさせてほしいと思っている方と、本人自らが自立したいと思っている方とあると思うんですけれども、そういった家族と離れての自立の支援制度はありますか。

桑原厚生室副参事 まず発達障害に関する根本的な部分でございます。実際のところ診断がなくて、きちんと診断を受ける必要があると思われる方にも親御様のご理解、地方独特の世間体といいますか、そういったことを気になされて、障害のあることを公にしたがらない親御さんもいらっしゃいます。そういった中で困りごとというところも今後解決していく必要があると思っているんですが、障害の制度に乗って自立をしていきたいという、親御さんと離れてというところになってまいりますと、現在精神科病院の地域生活それからほかの障害者施設の入所から地域で本人が望めるように生活ができるような体制づくりが求められておまして、それと同じ考えをさせていただくところなんです、そういった受け皿の1つとしてグループホームなどでの生活も選択肢になっていくと思えます。ただ、現在発達障害をお持ちということでグループホームを利用されていらっしゃる方は、いらっしゃらないのではないかと考えております。

渡辺委員 まず魚沼市でのグループホームの実態は、これからは障害者の方たちを地域に出していこうという政策になっていると思えます。そういう意味では、こちらの見込みとしてこのくらいは必要だという量があると思うんですけれども、魚沼市はそのところがどのくらい乖離していて、それを目標につなげていくにはどのくらいの施設数が必要だということのあたりは、書いてあったのかもしれませんが説明いただければと思います。

桑原厚生室副参事 お手元の資料の48ページに必要な量の見込みということで書かせていただいております。表の下段の共同生活援助がグループホームになります。26年度の見込

みが49人となっております。第3期の計画で見込んだ数を上回っております。それから、親御さんの高齢化もあつたりして、お一人で暮らす選択をせざるを得ない方、ただ、在宅では難しく共同生活の中で支援員さんの支援を受けながら生活をするという形でないと、なかなか1人で生活を続けるということが難しい方も、今後将来を見据えた中ではいらっしゃいます。そういった受け皿として、現在の伸び率から29年度まで見ているのですが、60人ほど利用できる環境が必要になってくるのではないかと考えているところです。

渡辺委員 それは、わかりました。うちとしてはどのくらい施設があつて、どのくらい入所できて、足りない部分をどのように整備するのかということです。

桑原厚生室副参事 現在利用されている方のほかにどれだけの希望があるかという正確な実数は把握しておりません。ただ、どう整備していくかについては、障害系の社会福祉法人、NPOでグループホームを設立されている方がいらっしゃいます。場所探しのお手伝いや地元説明会への後押しに協力しています。

関矢委員長 今現在のグループホームの受け入れのキャパがどれくらいあつて、この見込みからどれくらい乖離しているかという質疑です。

中村厚生室長 資料編の32ページの6の共同生活援助に数字が入っていますが、受け入れのキャパとしては58となります。箇所数は11カ所になります。この中では知的障害の方が入っているところと精神疾患の方が入っているところがあります。ただ、入所を希望されている方も、その方の状況によって違いますし希望も違います。29年度の見込みは60人としておりますが、そうするとここで2人しか乖離がないということになりますが、認知症や入院されている方が地域移行されてきてもう少し希望がふえていけば、今の58で足りるかどうかということです。この中には市外の方の入所もあるので、市内の方にはまだ需要はあるのかなと考えております。

渡辺委員 数字だけ見れば足りているけれどもそうではないというふうに私も認識はしていたところであります。それと、障害の種類あるいは程度等によって一緒に入所することが困難な方もいらっしゃると思います。そういった意味では、それぞれの用途に合わせてしっかりと施設整備をしていかないと、今後やはり地域の中で暮らしていくという障害者施策のほうがちゆかなくなるというふうに思っています。私自身は、どちらかという子どもたちのことでずっとかかわってきたので、できることならば少し大変なだけけれども親子で一緒にいる分には全く問題ないが、ひとり立ちするといったときにどうだろうか、かといつていつまでも一緒に家に置いておくわけにはいかないというような悩みごとを持っている方も現実にはいらっしゃいます。そういった中で、軽度の方たちの支援をできる施設というのは、先ほどの桑原副参事の話ですと今、魚沼市にはないというようなお話でした。そういったことも含めて今後計画の中に盛り込んでいっていただく方向性を少し聞かせていただけたらと思います。

青木福祉課長 今のお話については、この計画の中に入っておりませんし、現在は考えておりません。

渡辺委員 考えてないのであれば、私のところに相談があるということはニーズがあるということですので、ぜひこの中に入っていないなくても途中でPDCAサイクルもありますので、2年なり3年なりの中でまた計画を立てていただければというふうに思います。またいい政策があれば一緒に検討させていただければと思います。

大平委員 福祉サービス事業所の老朽化、前にも委員会で言ったことがあると思うんですが、老朽化が非常に激しいところがあり、きちんと考えていかないと、こういう受け入れるところそのものが成り立たないということがあります。計画を見たところ、その記述があまりなかったような気がするので、どう考えているのか。その施設が継続し、受け入れ体制を整えられるようにどのように考えていられるのかお伺いします。

桑原厚生室副参事 法人からの課題として承知しているところです。具体的に申し上げますと、雪国福祉会で実施しているまたたびの家、同法人が実施しているわかあゆ社、魚沼更正福祉会が市の指定管理で受けているひろかみ工芸も、相当年数が経っています。わかあゆ社も指定管理ですが、旧検診センターの建物を引き継いでおり、近い将来老朽化に対する再整備が必要だということで、中期的な計画が私どものほうに報告をいただいております。これから施設整備が進んでいく中で、やはり法人の体力という部分をしっかりしていただかないと、整備に関する補助については、国が社会福祉施設の整備費補助金として要綱の中では4分の3を国が補助する制度となっておりますが、これも予算の範囲ということで、直近の魚沼更正福祉会がまもなく竣工を迎える堀之内工芸の用地の中に生活介護の施設を増築しております。4分の3補助金のつもりで要望しておりましたが、実際国から出てきたのは2分の1程度であり、残りが法人負担となっております。魚沼市としても財政が厳しい中で上乘せの助成はできておりませんが、そのかわりといまして用地については市有財産を有効に使っていただくという部分での支援を行っております。法人基盤をしっかりとした中で建てていただく。また、近々法人との懇談会も予定しておりますので、つながりを密にしまして相互協力、連携を図ってまいりたいと考えております。

大平委員 新規の施設は、国の補助金を使ってやるということは考えられると、でも老朽化は進んで、らちがあかなくなってくると施設長も危惧していると思うんです。短期的でもいいので、例えば空き施設の利用など、今よりも少しはよいところというのも選択肢の1つになるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

青木福祉課長 担当が申し上げましたが、法人との懇談会が近々あり、これも毎年やっているんですが、そういった中でいろいろと意見を聴取し、市としてできる協力はさせていただきたいと考えております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長 新年度からの保育料について、お手元に資料を配付しておりますので、保育料算定の基本的な考え方についてお話しさせていただきます。2月9日に子ども・子育て会議を予定しておりますので、そこでお話をさせていただいて、2月下旬から3月上旬、できるだけ早いうちに新しく入られる保護者の皆さんを含めて説明会を開催したいと思っております。並行して市のホームページなどでも料金の説明をさせていただきます。今村主任から説明をさせていただきます。

今村子ども課主任 (資料「新制度における保育料(案)」により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 全体としては増額になる方たちというのがさほどないということでちょっと安堵して、国の基準よりも少ない金額で魚沼市がするということにつきましては、評価させていただきたいと思っております。経過措置につきましては、国は5年間というふうにご

りますけれども、現実とすれば確かに5年間というのはあるんですが、3年あれば、例えば幼稚園であったとしても今通っているお子さんが小学校に通ってしまうのであれば、個人的には上がらないということにはなるのかなと、ご家庭と考えればですね。これまで六千いくらで幼稚園に行けていたのが来年から急に1万円、2万円になりますなんてことには、やっぱりそれは非常に厳しいものがありますので、今年度年少さん、幼稚園だと3歳児の方が卒業するまではそれでいくという考え方で私はいいのではないかなと思ってるんですけれども、市としての考え方は経過措置どのように考えていますか。

森山教育次長 示してあるとおりの5年間で考えています。確かに3年間という考え方もあるかと思いますが、より負担を少なくといえますか、周知期間を長くということと考えれば5年のほうが丁寧かという気がしています。

渡辺委員 これを見ますと、28年度には実は3歳児は最後の学年では上がってしまうことになってしまうので、そういった意味では5年の経過措置というのも1つの方法なのかもしれないというふうには思います。そのところは市の考え方でしていただくということで承知させていただきます。ただ、国の基準案より安くするというか、保育料なり幼稚園なりの料金を少なく設定するということは、当然市の一般財源からの負担が大きくなるかと思えます。幼稚園につきましては、交付税の算定の中で幼稚園の人数等が入っておりますけれども、保育園にいたしましては交付税の幼稚園の費用というんでしょうかね、全くといっていいくらいお金が入ってきていないというのが現状であります。そういったことを考えて、市の保育料を安くする、この部分は本当に評価させていただきますけれども、子育て支援全体の中で考えていくと、魚沼市の子育て支援のお金を安くしてしまうと、それだけほかに回せるお金がなくなってしまうというふうに考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っておりますので、確認なんですけれども、この国からの給付のほうですけれども、幼稚園それから認定こども園、直営の場合というのは、国県の補助金はどうなるんでしょうか。

森山教育次長 言われるように、もらうお金が少ないということはその分一般財源を持ち出すということです。国のほうで1人当たりの子どもの保育の量を算定して、その上で保護者からいくらを上限でいただいているという試算が出ていて、それを私どもはもらわないわけですので、その分が一般財源としてふえるということです。確かにそれをしなければ、ほかの政策にお金を回すことができるという考え方がありますが、市としては、この間の計画をつくる段階のアンケートのときでも保育料の負担を安くしてほしいという要望が非常に高かったということも踏まえて、子育て支援の一環として今回の料金設定をさせていただいたということです。

渡辺委員 私はそこは評価しますと、まず最初に申し上げました。で、その上で直営の幼稚園、認定こども園は、国県の補助金の給付額はどうなるんでしょうかということを知っているんです。

今村子ども課主任 直営の施設については、国からの交付金等はありません。今までと変わっておりません。

渡辺委員 ということは、民営でないとその分また余計に市の一般財源のほうから子育て支援というよりも保育園あるいは幼稚園の運営費のほうに入ってしまうということになるかと思えます。では、認定こども園もそうですね。

今村子ども課主任 はい。

渡辺委員 それからもう一つは、先ほどもちょっと質疑させていただいたんですけれども、延長保育ですとか地域支援事業のほうもありますけれども、それにつきましても直営の保育所、認定こども園、幼稚園に対する支援はどのようになっていますでしょうか。

今村子ども課主任 現行の制度と国県のお金の流れ方は基本的に変わらないので、直営の施設については延長保育に対する交付金等はありません。私立の保育園だけになります。

渡辺委員 一時預かりはいかがですか。

今村子ども課主任 一時預かりについては、保育園の事業ではないので、こちらについては民間でも直営でも同じ額で給付されます。

渡辺委員 そうしますと、少し調べたところによると今までよりは緩和されて、幼稚園、保育所等でも一時預かりをする人数の緩和でしょうか、できたので、一時預かり事業がこれから保育所でするといったとしても、今までのトータル的なことを考えて、魚沼市の同じ保育の運営をしているのであれば、少しでもこれ以上の保育サービスの質の向上ですとか量の拡大をするに当たって、昨年6月、市長のほうで民営化を打ち出したわけなんですけれども、一日も早いほうがいいということになるのではないかなというふうに思っているんですけれども、そのあたりの今後の見通しをお聞かせください。

森山教育次長 早ければ早いほうがいいとは思っております。ただ、あそこができるからとりあえずやってみようという話ではやはりうまくいかないと思いますので、もう少し全体を見た中で、民営化と施設の再配置の関係も含めてきちんと議論する必要があると思います。

渡辺委員 プロセスを示していただけるよう要望させていただきますが、いかがでしょうか。

森山教育次長 私どもとしても今言ったように全体的な計画を当然つくらなければならぬと考えております。

大平委員 延長保育の料金はどのようになりますか。

今村子ども課主任 私立と公立で差が出てくるんですけれども、公立施設においては、基本的には1日100円という考えです。現行、土曜日の13時以降は250円徴収していたんですが、これについては考え方を改めまして月から土曜日まで同じ扱いで1日100円としました。その設定については、長時間と短時間の認定区分によって異なるんですが、8時間の認定を受けた方については、今のところ朝の7時半以前の利用と夕方の5時半以降の利用があった場合に1日100円ということです。11時間の認定を受けた方については、今度は公立の延長保育料は発生しない扱いにさせていただきたいと思っております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。ほかに執行部からはありませんか。

青木福祉課長 1件報告させていただきます。消費税増税に伴いまして発生した新規事業で臨時福祉給付金事業でございますが、実績の見込みが出ておりますので報告させていただきます。支給対象者が8,250人、実際の支給者が5,942人、不支給が353人でございます。給付金の支給合計が7,980万円となりました。

関矢委員長 これから質疑を行います。

森島委員 割合はどうなりますか。

青木福祉課長 支給対象者に対して申請者が6,295人でしたので76%の方から申請をいただ

いたということです。

渡辺委員 不支給の理由は。

青木福祉課長 所得の修正等です。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からはありませんか。

森山教育次長 井口小学校の移転に伴って校名について報告をさせていただきます。校名については、連合自治会の役員さん、幼保小中学校の保護者の代表の方、校長、教育長15名で湯之谷地域新小学校に関する検討会というのを組織させていただき、そこで検討しました。結果として、昨年11月14日に開催された検討会で、「井口小学校という結論とするが、少数意見で湯之谷小学校という意見があったことを加える」という結論が出ました。最終的には教育委員会で決定するのですが、この結果を受けて、湯之谷地区の連合自治会長会議に報告をしようと考えています。まだ決定したわけではなく、検討会での結論です。

関矢委員長 これから質疑を行います。(なし) ほかに執行部からはありませんか。

真島環境課長 2月3日に新ごみ処理施設建設に関する基本合意書の調印式が湯沢町で行われました。南魚沼市、当市、湯沢町の2市1町での新ごみ処理施設の建設に関することでございます。お手元に合意書の写しをお配りしましたが、これについて井口廃棄物対策室長から説明をさせていただきます。

井口廃棄物対策室長 (資料「新ごみ処理施設建設に関する基本合意書」により説明) 用地取得は、平成30年度になろうかと考えております。費用負担については、これから協定書を交わしていくこととなります。施設の規模ですが、現段階でコンサルタントのほうで環境省に提出した過去5年間の実態調査の数値、人口全部割り出しまして1人当たりの排出量を出しまして、これから10年先どれくらいになるか出した結果、可燃ごみがおおむね1日150トン、不燃ごみは1日10トンという結果が出ております。

関矢委員長 これから質疑を行います。(なし) 本件については、引き続き調査していくこととします。ほかに執行部からはありませんか。(なし) 委員の皆さんからはありませんか。

遠藤委員 紅葉マラソンが中止になるということで、なぜそうなったのかという市民の声をいただいております。これについて状況等がわかりましたら報告をお願いしたいんですが。

森山教育次長 このマラソン大会は、実行委員会の形式でやっぴて教育委員会が事務局ということで3回開催されています。この3回の大会を通じて実はいろいろな課題が見えてまいりました。主に大きなものとして4つです。交通事情による大会コースの確保が難しいこと、大会スタッフの確保が難しいこと、大会の経費の確保が難しいこと、大会運営のための組織や人材育成が進まなかったという大きな4つの課題が挙げられています。私どもがこうした課題を参考にして検討させていただき、総合的に判断した結果、教育委員会が今と同じような形で事務局をやっぴての大会ということは難しいという判断になったということです。これは、先ほど言ったように実行委員会方式ですので、今後実行委員会のほうに今の考えをお話しさせてもらう予定です。

遠藤委員 観光協会とも絡むということですが、中止の方向というのは関係各位の皆さんは大筋理解をいただいているのでしょうか。

星教育長 遠藤委員は中止ということがあたかも決まったかのような発言をされていますけれども、次長が説明した内容は、あくまで事務局については教育委員会が引き受けるの

は難しい状況だということでもあります。実行委員会方式でありますので、大会を続けるか  
続けないかというのは、教育委員会だけで決められることではありませんので、今後実行  
委員会のほうで検討していきますが、どうなるかは決まっておりません。

遠藤委員　それでは、まだ中止と決まったわけではなくて調整しているということによろし  
いですか。

星教育長　そのとおりであります。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の  
調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議  
なし) 本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（16：11）